

男女共同参画社会の実現をめざして



杉戸町長 小川 伊七

21世紀という新しい時代を迎え、私たちの生活を取り巻く経済、社会環境は、本格的な少子・高齢社会の到来や、国際化、高度情報化等の進展に伴い、大きく変化してきております。

こうした変化に対応し、21世紀を豊かで活力ある社会を築いていくためには、新たな価値観による転換が求められ、そのためには性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行を見直し、男女が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっております。

このような状況の中、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、県においては、「埼玉県男女共同参画推進条例」が平成12年（2000年）4月に施行されました。

しかし、法律や制度が整備されている一方で、家庭・職場・地域社会など広く社会全体に固定的な性別役割分担意識が依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されております。

本町では、こうした状況を踏まえ、男女の共同参画を推進するため、平成11年度（1999年度）から担当部門を設置し、プラン策定に向けて本格的に取り組んでまいりました。

そして、このたびは^{ひと}女と^{ひと}男が共に輝き参画する地域をめざして～を基本理念とする、「すぎと男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後は、このプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、住民の皆様と一体となって、取り組んでまいり所存ですので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、プラン策定にあたり、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」の皆様や、「男女平等意識調査」にご協力をいただいた皆様をはじめ多くの住民の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成13年 3月

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画策定の背景 2
- 3 計画の性格 5
- 4 計画の期間 5

第 2 章 基本理念 8

第 3 章 計画の内容

施策の体系10

基本目標 男女共同参画の意識づくり12

施策の方向

- 1 啓発活動の推進13
- 2 男女平等教育の推進15
- 3 男女共同参画を進めるための
生涯学習の推進17

基本目標 とともに働きやすい環境づくり20

施策の方向

- 1 仕事と家庭との両立支援22
- 2 男女平等観に基づく労働環境の整備24
- 3 多様な働き方への支援26

基本目標	ゆたかな暮らしを支える	
	健康・福祉づくり28
施策の方向		
1	ライフサイクルに応じた心身の健康支援29
2	すこやかな子育てへの支援32
3	介護にやさしい支援の充実34
4	安心して暮らせる支援体制の充実37
基本目標	パートナーシップあふれる	
	まちづくり39
施策の方向		
1	政策・方針決定過程への女性の参画促進40
2	地域・家庭における男女共同参画の促進42
3	国際社会への参画促進46
第4章	計画の推進48
資料編	53



第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国の女性問題への取り組みは、戦後、個人尊重と法の下での平等が、憲法にうたわれて以来、国際連合などによる世界的な取り組みと連動しながら、「男女平等」に向けた各種の法律や制度の整備が図られてきました。

21世紀を迎えた今日、少子・高齢化、情報化、国際化が一層進展する中で人々のライフスタイルや価値観の多様化が進み、女性を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中で、いまだに「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が解消されず、改善すべき課題が多く残されています。

こうした現状を踏まえ、真に豊かで安心できる社会を築いていくためには、ジェンダー²の概念にとらわれず、個人の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会を確立していくことが重要になっています。

この計画は、そのような男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、人権の尊重、平和の維持等を活動の柱として掲げ、「男女平等」の実現に向けての取り組みを世界的規模で展開してきました。このような流れの中で、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、この年に「平等・開発・平和」をテーマに「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ / メキシコ）が開催され、「世界行動計画」が採択されました。続く昭和51年（1976年）から10年間を「国連婦人の10年」とし、「男女平等」や「女性の地位向上」のための具体的な歩みが始まりました。

1. 固定的性別役割分担意識...一般的に「男は仕事、女は家庭」というように男性と女性とはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方。
2. ジェンダー...本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、「女らしさ、男らしさ」というように、社会的・文化的に女（男）はこうあるべきものとされた性差。
3. 女子差別撤廃条約...正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、昭和54年（1979年）第34回国連総会で採択され、わが国は、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育のあり方の検討などの条件整備を行い、昭和60年（1985年）に批准した。政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するための必要な措置を定めている。

また、昭和54年（1979年）には、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約³）が採択され、日本も昭和60年（1985年）に批准しました。昭和55年（1980年）「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン／デンマーク）が開催され、「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

さらに、昭和60年（1985年）には、「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ／ケニア）が開催され、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長する「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年（1995年）第4回世界女性会議（北京／中国）が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

また、平成12年（2000年）国連特別総会（ニューヨーク／アメリカ）として「女性2000年会議：21世紀に向けての男女の平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言」、「行動綱領」並びに「ナイロビ将来戦略」の実施を再確認する「政治宣言」と、その実施状況の評価と今後の具体策を盛り込んだ「成果文書」が採択されました。

(2) 国の動き

わが国では、憲法の中で基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、女性も男性も個人として尊重されることが保障されています。国際連合を中心とした女性の地位向上を求める国際的な動きの中で、わが国においても、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、昭和62年（1987年）には、「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、これに沿って施策が進められました。

平成3年（1991年）「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の一次改定が行われ、あらゆる分野へ男女が平等に共同参画することが不可欠であるという基本認識のもとに、「共同参加」から「共同参画」に表現を改め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが始まりました。

さらに、平成6年（1994年）には、総理府に男女共同参画社会の形成の促進に関する事務を行う「男女共同参画室」及び調査審議等を行う「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されました。

また、平成8年（1996年）北京行動綱領などの趣旨を踏まえて、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、平成11年（1999年）6月には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年（2000年）12月に、男女共同参画に係る初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年（2001年）1月の中央省庁等の改革に伴い、内閣府に「男女共同参画局」が設けられ、新たな中央省庁の体制下において、その推進体制が大幅に強化されました。

(3) 県の動き

埼玉県では、昭和55年（1980年）に真の男女平等の実現に向け、第一次計画として「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定し、昭和61年（1986年）には、第二次計画として「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定しました。

平成2年（1990年）に計画の見直しを行い、平成7年（1995年）には、「少子・高齢化」「国際化」「情報化」等、新たな情勢の変化に対応するため、21世紀を展望した「2001彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

さらに、平成12年（2000年）3月、新しい時代にふさわしい男女共同参画の地域社会構築のための基盤づくりを進めるため「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

(4) 町の取り組み

男女共同参画の実現を目指した国や県の動きの中で、杉戸町は人権問題の総合的な取り組みとあらゆる分野における男女の共同参画を推進するため、平成11年（1999年）4月、人権問題・女性行動計画担当を設置し、女性行政の指針とすべき女性行動計画の平成12年度（2000年度）策定に向けて本格的な取り組みを開始しました。さらに7月には住民参画からなる「男女共同参画社会づくり懇話会」（以下、「懇話会」という。）町の職員で構成する「男女共同参画推進会議」（以下、「推進会議」という。）及び「女性行動計画策定作業部会」（以下、「作業部会」という。）を設置し、男女共同参画社会実現のための方策を幅広く論議してきました。

また、11月には、本計画の基礎資料とするため「男女平等意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施し、広く住民から女性問題に関する意識・意向及び男女の置かれている生活実態など総合的な把握に努め、平成13年（2001年）3月に本計画を策定しました。

男女共同参画の推進にあたっては、第4次杉戸町総合振興計画の「夢と希望をもちみんなが参加できるまち」の施策体系に位置付け、女性のまちづくりへの参画促進を重点目標に掲げ、本計画に基づいた様々な取り組みが進められることとなります。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会」の実現を目指して、町が行う施策の基本方針を示す行政計画であるとともに、住民が主体的に実践することも含めた計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び県の「埼玉県男女共同参画推進条例」の内容を踏まえ策定したものです。
- (3) この計画は、国際社会における国・県の行動計画を踏まえ、「第4次杉戸町総合振興計画」及び「部門別計画」との整合性を図り策定したものです。
- (4) この計画は、「意識調査」の結果や現状分析をもとに、「懇話会」等の住民の意見を尊重し策定したものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度（2001年度）から平成17年度（2005年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢や女性を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 基本理念



第2章 基本理念

21世紀の社会は、住民一人ひとりの様々な個性と能力があらゆる分野で発揮されることが強く求められています。

そのためには、日本国憲法で保障されている人権尊重と男女平等をもとに、「社会的・文化的に形成された性差」(ジェンダー)の壁を取り除くことが必要です。

本計画はすべての住民がいきいきと輝き、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画⁴できる社会を実現するため、

^{ひと} ^{ひと}
「女と男が共に輝き参画する地域をめざして」

を基本理念と定め、真に豊かな社会を築きあげようとするものです。

男女共同参画の定義

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

4. 参画...「参画」は単に参加しているだけでなく、一歩進んで積極的・主体的に企画の段階から関わっていくことである。